#### 広島県告示第920号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和4年12月19日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市大野中央三丁目3番5号 株式会社A&C 代表取締役 宮地 猛
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市宮島ロ一丁目9番8号 宮島コーラルホテル

#### 2 申請の内容

66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設45基を廃止し、66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設45基を設置する。 また、72 し尿処理施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類,能力及び使用の方法

(その1)66の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設45基 廃止

(その2) 新設

	種								66 の3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 同型 29 基 (508~513, 608~613, 708~ 713, 808~813, 908~912)	
	能							力	5. 829㎡/日 (0. 201㎡/基:29基)	3. 200㎡/日 (0. 200㎡/基:16基)
工	エ	事	着	手	予	定	年	月日	許可後直ちに	許可後直ちに

	汚	(単位:m³) 水 等 の 排	出 先			2. 240 4. 304 合併浄化槽		
	排出	される汚水等の1日当	たりの量	4. 089	5. 278	2. 240	4. 304	
		大腸菌群数(単位:	個/cm³)	1,000	3,000	1,000	3,000	
法	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ノルマルヘキサン抽 出 物 質 含 有 量		1	5	1	5	
方	.る汚水態	<b>燐</b> 含 有 量	(単位: mg/L)		15	20	15	20
0	れ る 状	窒素含有量		30	40	30	40	
	排出される	浮遊物質量		50	100	50	100	
用	排 等	化学的酸素要求量		150	200	150	200	
使		生物化学的酸素要求量		150	200	150	200	
		水素イオン濃度(単位:	水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	項		I	通常	最大	通常	最 大	
	使用	時間間隔及び1日当たりの (使用の季節的変動)	)使用時間	7~24時,〕 (季節的変		7~24時,17時間/日 (季節的変動なし)		
等	使	用開始予定年		完成後ī		完成後直ちに		
期	エ	事 完 成 予 定 年	月日	直ちに	着手後直ちに			

# (その3)

									変更前	変更後				
租	Ĺ						判	Ę	72 し尿処理施設 1基(合併浄化槽)					
エ	事	着	手	予	定	年	月	目	-	許可後直ちに				
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_	着手後直ちに				
使	用	開	始	予	定	年	月	目	_	完成後直ちに				

排出される汚水等の1日当たりの量	通常	最大	通常	最大
(単位: m³)	170	175	168	175

### (2) 汚水等の処理の方法

(その1)変更

		変更後							
	種類類		72 し尿処理施設 1基(合併浄化槽)						
	性 カ 222m³/日								
工	工事着手予定年月日	ー 許可後直ちに						:直ちに	
期	工事完成予定年月日		-	_		着手後直ちに			
等	使用開始予定年月日	ー 完成後直ちに						直ちに	
使	項    目	処理	里前	処理	里後	処理	里前	処理	里後
用の	供 日	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:㎡)	170	175	170	175	168	175	168	175

## (3) 排出水の汚染状態

(その1)変更

排水口名	項目	変見	更前	変更後		
191/1/12	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通常	最 大	通常	最 大	
No. 1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m³)	170	175	168	175	

- 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
- (1) 縦覧期間

令和4年12月19日から令和5年1月10日まで

### (2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市生活環境課